

○探偵業の業務の適正化に関する法律の規定に基づく報告等の要求及び立入検査に関する規程

(平成31年4月22日島根県公安委員会規程第5号)

(趣旨)

第1条 この公安委員会規程は、探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号。以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づく報告又は資料の提出の要求（以下「報告等の要求」という。）並びに同項及び同条第2項の規定に基づく立入検査（以下「立入検査」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報告等の要求及び立入検査の基本)

第2条 報告等の要求及び立入検査は、法の施行に必要な範囲内で行うものとし、職権を濫用し、又は正当に営業している者に対して過重な負担を課することがあってはならない。

(報告等の要求の範囲)

第3条 報告等の要求は、法の目的の範囲内で行う指導、監督等のため必要なものに限るものとする。

(立入職員の指定及び身分証明書の交付)

第4条 法の施行に関する事務を主管する警察本部の課長及び警察署長は、立入検査を適正かつ効果的に行うため、あらかじめ立入検査を行う職員を指定するものとする。

2 法第13条第2項の身分を示す証明書（次項において「身分証明書」という。）は、別記様式のとおりとする。

3 第1項の指定は、身分証明書を交付して行うものとする。

(委任)

第5条 この公安委員会規程に定めるもののほか、報告等の要求及び立入検査に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この公安委員会規程は、平成31年5月1日から施行する。

(探偵業の業務の適正化に関する法律の規定に基づく立入検査に関する規程の廃止)

2 探偵業の業務の適正化に関する法律の規定に基づく立入検査に関する規程（平成21年島根県公安委員会規程第3号）は、廃止する。

様式 [略]